

県南広域振興局長告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成24年3月30日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 南笹間黒沢尻線
- 2 供用開始の区間 北上市滑田第16地割57番5地先から第19地割102番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
  - (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月30日まで